



# 宮崎県公報

令和8年1月27日(火曜日) 号外 第8号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	

頁

分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1
の1の数	1

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第18号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

令和8年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

1 宮崎県第一区 候補者一人につき	24,319,200円
2 宮崎県第二区 候補者一人につき	22,961,200円
3 宮崎県第三区 候補者一人につき	23,037,800円

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和8年1月17日現在次のとおりである。

令和8年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,372人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	208,574人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	208,574人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数)

下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和8年1月17日現在次のとおりである。

令和8年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

宮崎市選挙区	108,945人
都城市選挙区	44,100人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和8年1月26日現在次のとおりである。

令和8年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,358人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	208,485人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	208,485人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数)

と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年1月26日現在次のとおりである。

令和8年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	108,967人
都城市選挙区	44,103人
延岡市選挙区	31,705人
日南市選挙区	13,459人
小林市・西諸県郡選挙区	13,945人
日向市選挙区	15,980人
串間市選挙区	4,469人
西都市・西米良村選挙区	8,176人
えびの市選挙区	4,783人
北諸県郡選挙区	6,749人
東諸県郡選挙区	7,015人
児湯郡選挙区	17,913人
東臼杵郡選挙区	7,099人
西臼杵郡選挙区	4,933人